

【案】

資料3-2

府 科 事 第 ○ ○ 号

令 和 7 年 ○ 月 ○ 日

内閣総理大臣 高 市 早 苗 殿

文部科学大臣 松 本 洋 平 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎 殿

農林水産大臣 鈴 木 憲 和 殿

経済産業大臣 赤 澤 亮 正 殿

環 境 大 臣 石 原 宏 高 殿

総合科学技術・イノベーション会議

議長 高市 早苗

福島国際研究教育機構の令和6年度業務実績に関する主務大臣評価（案）

に対する総合科学技術・イノベーション会議の意見（答申）

令和7年10月1日付け復本第1900号、7文科振第587号、厚生労働省発産情0929第3号、7農会第557号、20250924福第2号、環政総発第2510011号をもって諮問のあった標記については、別紙のとおり意見を述べる。

内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、
農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣宛て

福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 115 条第 6 項に基づき、福島国際研究教育機構の令和 6 年度業務実績に関する主務大臣（内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣）評価（案）について、諮問（令和 7 年 10 月 1 日付け復本第 1900 号、7 文科振第 587 号、厚生労働省発産情 0929 第 3 号、7 農会第 557 号、20250924 福第 2 号、環政総発第 2510011 号）があったので、総合科学技術・イノベーション会議は、次のとおり意見（答申）を述べる。

【意見（答申）】

内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣から諮問があった福島国際研究教育機構の令和 6 年度業務実績に関する主務大臣評価（案）については、新産業創出等研究開発基本計画を十分に踏まえるとともに、政府の科学技術・イノベーション基本法等を基にして実施される科学技術・イノベーション政策と整合しており、妥当である。